

落札候補者の決定について

事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）における落札候補者の決定については、以下のとおりとします。

【開札時に決定する第1、第2落札候補者の決定方法】

- ① 予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最も入札価格の低い者から第1、第2落札候補者を決定する。
- ② ①において、第1落札候補となるものが2者以上あるときは、電子くじにより順位を決定する。その場合の第2落札候補者の決定については、別に定める「電子くじにおける第2落札候補者の決定方法について」により行う。なお、第1落札候補となるべき金額を入札した者が1者で、第2落札候補となるべき金額を入札した者が2者以上の場合においては、入札に関係の無い職員にくじを引かせ、第2落札候補者を決定する。

【第3落札候補者以降の決定方法】

- ③ 第1落札候補者となった者が入札参加資格を有していない場合は、第2落札候補者を落札候補者として審査を行う。
- ④ ③の結果、第2落札候補者となった者が入札参加資格を有していない場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、失格となった第1、第2落札候補者を除く最も入札価格の低い者を次順位の落札候補者として審査を行い、適格者が確認できるまで順次審査を行う。その過程で、入札価格が同じ者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所において、くじ引きを行う。この場合においては、入札に関係の無い職員にくじを引かせるものとする。なお、当該候補者は、くじ引きに立ち会うことができるものとする。